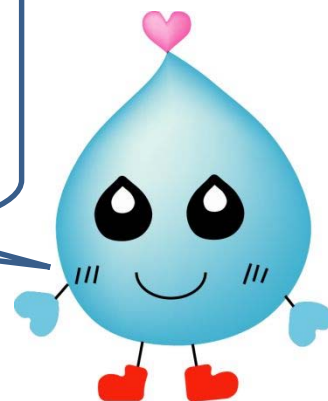


岡崎市水安全計画

～安全で安心な水道水をご家庭までおくりとどけます～

ぼくは岡崎市水道局のマスコットキャラクター、「スイットくん」。平成 15 年に市民デザイン公募で選ばれたんだよ。しずくをかたどった「ゆるキャラ」として人気だよ。



岡崎市水道局

目 次

1. 計画概要	1
1.1 策定の経緯	1
1.2 水安全計画の概要	2
1) 水安全計画とは	2
2) 水安全計画の目的と効果	2
2. 水道システムの把握	3
2.1 情報の収集・整理	3
2.2 男川浄水場システムの概要	3
2.3 男川浄水場の水源状況と水質管理	4
1) 水源流域、取水の状況	4
2) 水源における水質管理	5
2.4 男川浄水場における水質管理	7
1) 浄水処理における水質管理	7
2.5 配水及び給水における水質管理	8
1) 給配水の概要	8
2) 給配水における水質管理	9
2.6 水質検査	10
1) 水質検査の概要	10
2) 水質検査体制	10
3) 水質検査における精度管理	11
3. 水安全計画の策定	12
3.1 基本方針	12
1) 水質管理の強化	12
2) 技術の継承、技術レベルの維持・向上	12
3) 信頼性・透明性の確保	13
3.2 危害分析	14
3.2.1 危害原因事象の抽出について	14
3.2.2 リスクレベルの設定	15
3.3 管理措置の設定	16
3.3.1 現状の管理措置、監視方法の整理	16
3.4 対応方法の設定	17
3.4.1 管理基準と対応方法の設定	17

3.5	文書と記録の管理	18
1)	文書の管理	18
2)	記録の管理	18
3.6	水安全計画の実施状況の検証	19
3.7	水安全計画の見直し	19

1. 計画概要

1.1 策定の経緯

岡崎市の上水道事業は、昭和 8 年 9 月の給水開始以来、市勢の発展や市民の生活水準の向上に伴う水需要の増加に対応し、4 回に及ぶ拡張事業を経て、現在、目標年度を平成 26 年度とする第 5 期拡張事業（計画給水人口 375,950 人、計画 1 日最大給水量 158,860m³/日）を実施しています。また、隣接する額田町との合併（平成 18 年 1 月 1 日）により、現在 6 つ（夏山、宮崎、北部、千万町、峰川及び鳥川）の簡易水道事業の運営を行っています。

上水道事業の水源は自己水が約 75%、県水受水が約 25%であり、自己水の施設は、男川水源、大平水源（ともに乙川表流水）及び大西水源（乙川伏流水）から取水する男川浄水場等、水源 7 箇所、浄水場 4 箇所を有しています。また、県水は第一供給点として北野配水場、第 2 供給点として上地配水場の 2 箇所で受水しています。

岡崎市水道局では、これまで原水水質の変動や水質事故、水質基準の改正等に対して、監視体制を強化するなど適切に対応してきました。しかし、渇水時や大雨時にアンモニア態窒素や有機物等の濃度上昇、及び濁度上昇など原水水質が悪化する傾向があり、塩素注入率の上昇や粉末活性炭の注入、凝集剤注入などの対応が必要となっています。また、クリプトスポリジウム等耐塩素性病原生物への対応や、厚生労働省「水質検査の信頼性確保に関する取組み検討会報告書（平成 22 年 11 月）」に基づく水質検査体制を取ることが必要となっているといった課題もあります。

一方、厚生労働省は、水道水の安全性を一層高め、今後とも安心しておいしく飲める水道水を安定的に供給していくために、水源から給水栓に至る総合的な水質管理を実現することが重要であるとの観点から、「水安全計画」の策定を推奨し、平成 20 年 5 月に「水安全計画策定ガイドライン」を公表しています。

岡崎市でも組織的な水道ネットワーク全体での水質管理の重要性を認識し、浄水、配水等の各担当で行っている現在の水質管理体制の転換が必要と考えており、また「岡崎市水道ビジョン（平成 21 年 3 月）」の中では平成 23 年度を目途に「水安全計画」の策定を掲げています。

このような状況を踏まえ、岡崎市においても水源から給水栓に至る各段階でリスク評価とリスク管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築する「水安全計画」の策定を行うものです。

今回は、まず上水道事業の中の男川浄水場について水安全計画を策定いたしました。

1.2 水安全計画の概要

1) 水安全計画とは

安心して飲める水道水をみなさまのご家庭にお届けするため、水源の水質状況に応じた浄水処理や適切な水質検査などに取り組んでいます。しかし、河川への油類や工場排水流入などの水源水質事故、浄水処理のトラブルなど、その過程にはさまざまな水道水に影響を及ぼす要因があります。

『水安全計画』は、水源からじゃ口に水が届くまでの危害（リスク）をあらかじめ調査してその影響範囲を把握・分析し、必要な管理や対応方法、及び連絡体制等を取りまとめたものです。

『水安全計画』に基づく管理を行うことにより、いざという時にも迅速かつ的確な対応とることができ、安全な水道水を届けることができます。

2) 水安全計画の目的と効果

水安全計画は、水源から給水栓にいたる水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視することにより、安全な水の確実な供給を行うことを目的としています。

水安全計画を運用することにより期待される主な効果は以下のとおりです。

① 安全性の向上

水源から給水栓までに存在する危害原因事象を的確に把握し、適切な対応をとることにより、リスクが軽減され安全性が向上します。

② 維持管理の向上・効率化

リスクの管理方法及びその優先順位が明確となり、維持管理水準の向上や効率化が図れます。

③ 技術の継承

リスクの管理方法や対応方法をマニュアルなどの文書とすることにより、技術の継承に活用でき、より確実なものとなります。

④ 一元管理

水源から給水栓までの全体を総合的に把握して評価することにより、管理の一元化を図ることができる。

⑤ 関係者の連携強化

2. 水道システムの把握

2.1 情報の収集・整理

水源から給水栓までの水質監視、水質試験結果、水質事故履歴、運転管理状況、さらにP R T R対象化学物質等の情報を収集・整理し、改めて水道システムについて把握し、次の危害分析を検討するための基礎資料としました。

2.2 男川浄水場システムの概要

男川浄水場は、昭和 40 年に建設された施設です。水源は表流水及び伏流水であり、凝集沈でん、急速ろ過により浄水とした後、各配水池へ送水し配水を行っています。

男川浄水場の計画諸元を表 2. 2-1 に示します。

表 2. 2-1 男川浄水場の計画諸元

水源名称	水源種別	計画取水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	計画一日最大 配水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	浄水方法	備 考
男川水源 (1 級河川矢作川水系乙川)	表流水	30,000	63,610	凝集沈澱+急速ろ過	
大平水源 (1 級河川矢作川水系乙川)	表流水	31,276			
大西水源 (1 級河川矢作川水系乙川)	伏流水	7,119			
計		68,395			

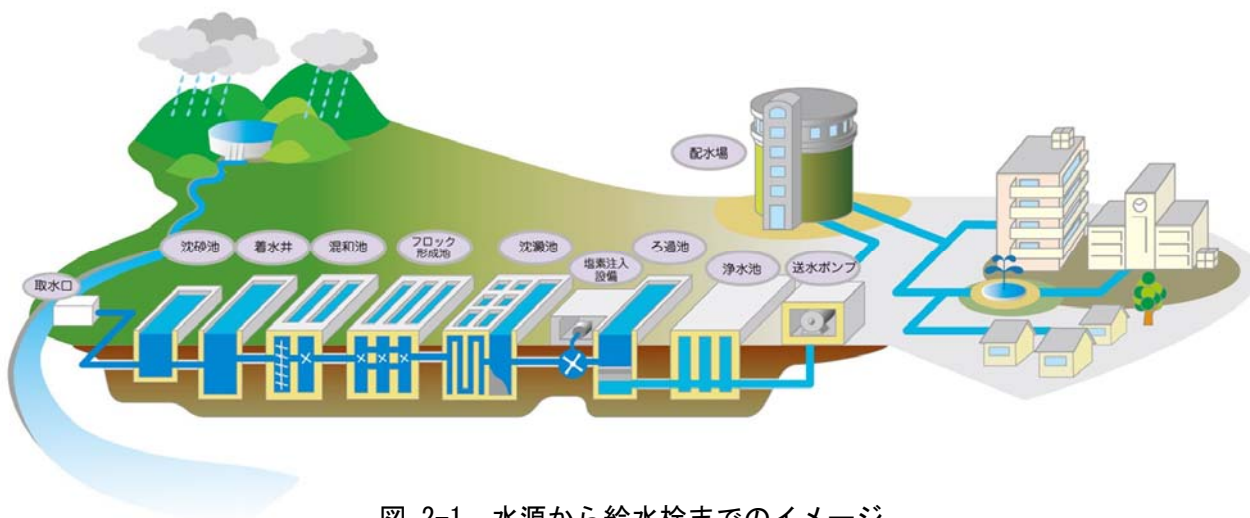


図 2-1 水源から給水栓までのイメージ

2.3 男川浄水場の水源状況と水質管理

1) 水源流域、取水の状況

(1) 水源流域

男川浄水場の3水源（男川水源、大平水源及び大西水源）はすべて乙川を水源河川としています。乙川の水源地域図を図 2-2 に示します。

乙川は延長 34 km、流域面積 258 km² の1級河川であり、1級水系矢作川の支流です。岡崎市東部の巴山近くに発して西に流れ、岡崎市茅原沢町付近で男川を合わせた後、岡崎市街西部で矢作川に合流しています。

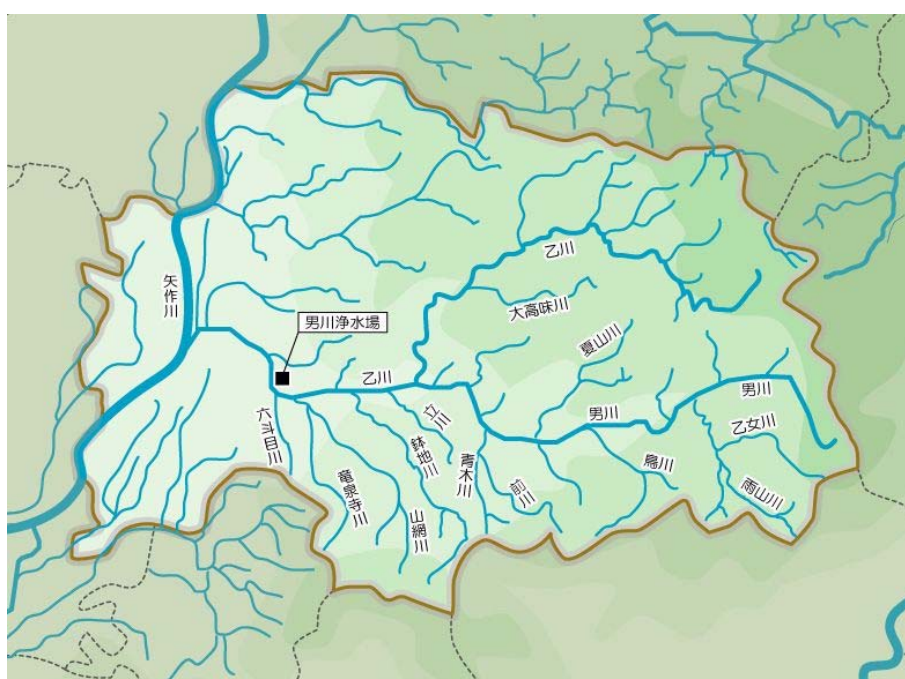


図 2-2 乙川水系流域図

(2) 取水の状況

男川浄水場の水源のうち、男川水源及び大平水源は取水口から表流水を取水し、大西水源は河川に埋設した管渠から伏流水を取水しています。



【男川水源取水口】

2) 水源における水質管理

(1) 水源流域における水質管理

乙川の水質環境基準の類型を表 2.3-1、図 2-3 に示します。乙川では、岡崎市上水道取入口より上流で「環境基準A類型」、それより下流で「環境基準B類型」に指定されています。

表 2.3-1 乙川流域の水質基準類型指定の状況

類型指定水域名	該当類型	環境基準地点名	備考
乙川上流（岡崎市取入口より上流）	A	岡崎市上水道取入口	昭和45年9月1日閣議決定
乙川下流（岡崎市取入口より下流）	B (C)	占部用水取入口	平成12年3月31日愛知県告示 (昭和45年9月1日閣議決定)
男川（全域）	A	学校橋	平成8年3月29日愛知県告示
雨山川及び乙女川下流 (雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川)	A	ツノジ橋	平成8年3月29日愛知県告示

注) *1 出典：「岡崎市環境白書（平成21年度版） 資料編」



図 2-3 水質環境基準地点の類型指定

(2) 河川水質の調査

岡崎市では、市内を流れる主要河川の各地点で、毎年度、水質調査を実施しています（「岡崎市環境白書」）。平成 21 年度の公共用水域水質調査は、31 河川 55 地点において実施され、有害物質及び要監視項目について、環境基準・指針値を超過している地点はなく、また、BOD(75%値)が 3 mg/L を超える地点はありませんでした。

(3) 水質異変・事故等の状況

平成以降についての水質異変・事故等の状況を図 2-4 に示します。乙川水系においては、トラック事故や工場からの油類流出が最も多く、その他に、台風時や高降雨時の原水水質悪化、工場排水の流出などが発生しています。

河川別では、乙川本川流域で約 4 割発生していますが、油類流出に関連しては、東名高速が近い鉢地川でも多く発生しています。

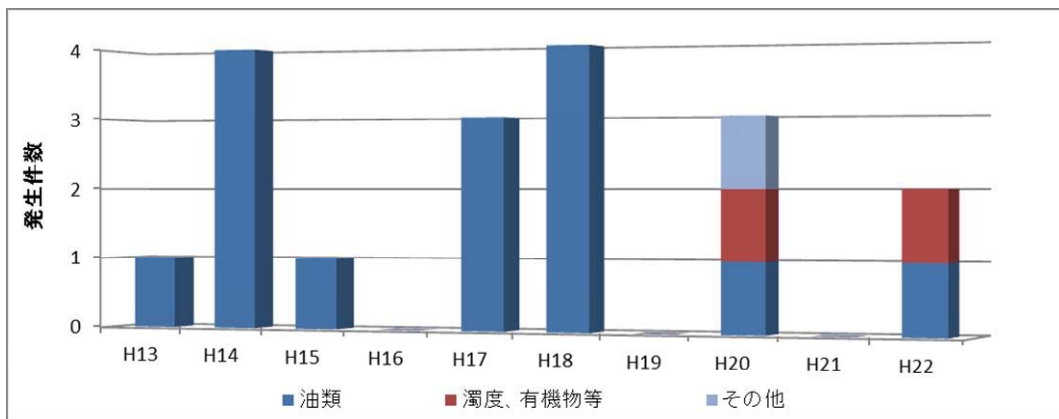
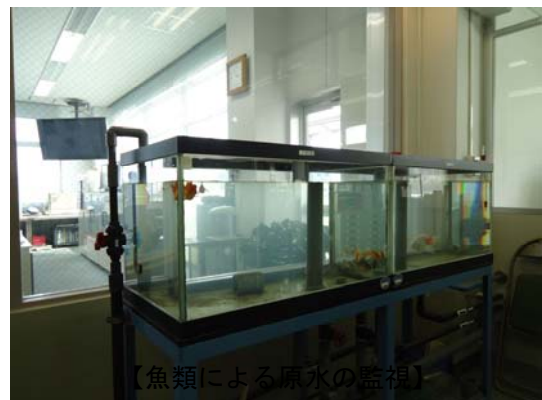


図 2-4 関連水質別水源水質異変・事故の発生件数（男川浄水場系）

(4) 水源水質の監視体制

水源水質の監視としては、男川水源、大平水源の各原水及び集合井水について採水し、浄水場の水質自動監視装置による 24 時間の連続した監視を行っており、3 水源の原水と集合井水について、手分析による 7 項目の毎日測定（土日及び休日を除く）等を行っています。

また、男川水源系及び大平水源系においては、魚類による監視を行い、毒物混入にはいち早く検知できるようになっています。



2.4 男川浄水場における水質管理

1) 浄水処理における水質管理

男川浄水場では、2水源の表流水及び伏流水を集合井で混合し、混和渠、着水井（計量井）、ブロック形成池、薬品沈でん池、急速ろ過池を経て沈でん・ろ過し、浄水池から送水ポンプにより各配水池へ送水しています。

浄水処理における自動水質計器による水質監視は、pH値、色度、濁度、残留塩素等について、浄水処理工程の要所で24時間連続して行っています。

その他、手分析による水質検査（沈でん処理水8項目、浄水9項目）を毎日行っており、浄水処理工程に問題がないか確認しています。



【連続自動水質計器】



【中央監視室】

2.5 配水及び給水における水質管理

1) 給配水の概要

(1) 配水の状況

男川浄水場系においては、主要な3つの配水場（根石配水場、大西配水場及び本宿配水場）から配水を行っています。

岡崎市水道事業の給水区域は、山間部の小規模な一部の施設を除いて浄水系統ごと、配水池ごとには区切られていないため、境界付近では複数の浄・配水場系の水が混在する配水形態で運用しています。これは、管路破損等の物理的な事故については水融通が可能となる有利な面もありますが、水質事故等については被害の拡散を防ぐことが困難となる場合も想定されます。

古い管路を放置しておく、鉄錆等により赤水となったり、漏水等が発生したりする場合がありますが、このような管路事故等への対応、老朽管の布設替等の水道工事は、水道局工務課で行っています。



【根石配水場】



【水道管の布設替状況】

(2) 貯水槽水道の状況

岡崎市においては、簡易専用水道の設置は水道供給規則で規定しており、水道局営業課で管轄しています。

貯水槽水道の管理は設置者が行うこととなっていますが、適切に管理が行われない場合、水質劣化等衛生上の問題が発生するおそれがあります。特に、小規模簡易専用水道（受水槽の有効容量 10m³ 以下）では、定期検査や清掃等に関する水道法による規制がないことから、適正な水質を確保する取組みが必要となります。

2) 給配水における水質管理

配水管及び給水栓水の水質管理は、毎日検査及び定期検査により行っています。

毎日検査は、配水系統ごとに代表地点を選定しており、14ヶ所（男川浄水場系では4ヶ所）の給水栓末端の水を採水し、濁り、色、残留塩素濃度に異常がないか確認しています。

定期水質検査は、水質基準項目や水質管理目標設定項目等について、配水池の配水系統ごとに8ヶ所で採水し、毎月検査を行っています。

2.6 水質検査

1) 水質検査の概要

水道水の水質は、給水栓において水質基準に適合しているものとして水道法で定められており、これを確かめるために定期及び臨時の水質検査を行うことが義務づけられています。水質基準は、昭和 33 年の制定以降、科学的知見の進歩に伴い度々改正され、現在は、水質基準 50 項目、水質管理目標設定項目 27 項目、要検討項目 44 項目が設定されています。

水質検査は、1 年間の水質検査の予定を記載した「岡崎市水道水質検査計画」に基づき行っています。「岡崎市水道水質検査計画」は、前年度に作成してホームページ等で公表しています。

また、この水質検査計画に基づいて実施した過年度分の水質検査結果については、「水道水質報告書」としてとりまとめています。

検査結果については評価を行い、毎年、必要に応じて水質検査計画を見直しています。



【水道水質報告書】

2) 水質検査体制

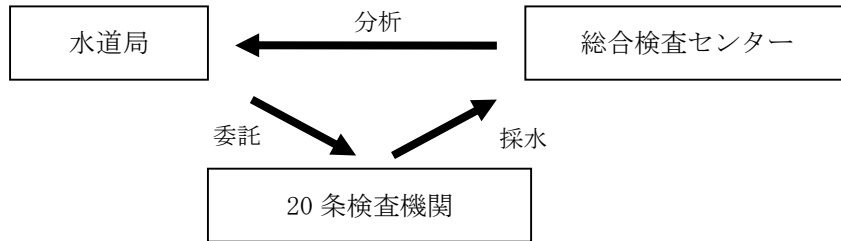
日常の浄水管理に伴う検査は自己検査で行っており、定期水質検査については、「岡崎市総合検査センター」（水道法第 20 条に該当する「地方公共団体の機関」）に依頼しています。また、クリプトスポリジウム等の検査については、水道法第 20 条に該当する指定検査機関事業所に委託しています。



【岡崎市総合検査センター】

「岡崎市総合検査センター」は、平成 18 年 4 月に「岡崎市環境調査センター」、「岡崎市繊維センター」及び「水道局浄水課水質管理班」を統合して設立されたものであり、これに伴い水道局の水質検査部門も移管されました。さらに、平成 20 年度には保健衛生部門についても統合されています。水質検査においては、専門的かつ効率的になりましたが、検査結果を分析し浄水処理工

程にフィードバックする取組み等はやや弱まっています。このため、水道局と総合検査センター間で、検査業務と浄水処理業務を管理監督する人材の育成等について検討していきます。



3) 水質検査における精度管理

水質検査結果の精度を確保するため、絶えず自動水質計器等の分析機器の整備に努めています。総合検査センターにおいては、自主的な精度管理（内部精度管理）の実施や、保健所として外部機関が主催する精度管理に参加し、水質検査の精度管理に努めています。

<陰イオン分析レポート>

試料名:	男川水源 乙川表流水	導入量:	25 μ L
試料の種類:	unknown	希釈率:	1.0000
プログラム:	AS18_18min-3	定量メソッド:	AS18_H23
注入日時:	11.10.04 21:44	実行時間:	18min

番号 ECD_1	時間 ECD_1 分	ピーク名 ECD_1	面積 ECD_1 μ S \times 分	高さ ECD_1 μ S	含有量 ECD_1 mg/l
1	3.57	F	0.0172	0.097	0.031
3	4.78	Cl	2.1280	15.032	6.749
4	5.65	NO ₂ -N	0.0078	0.022	0.007
5	7.81	SO ₄	1.8758	8.264	8.042
6	8.59	NO ₃ -N	0.6846	3.187	0.849
7	11.41	PO ₄ -P	0.0055	0.027	0.054

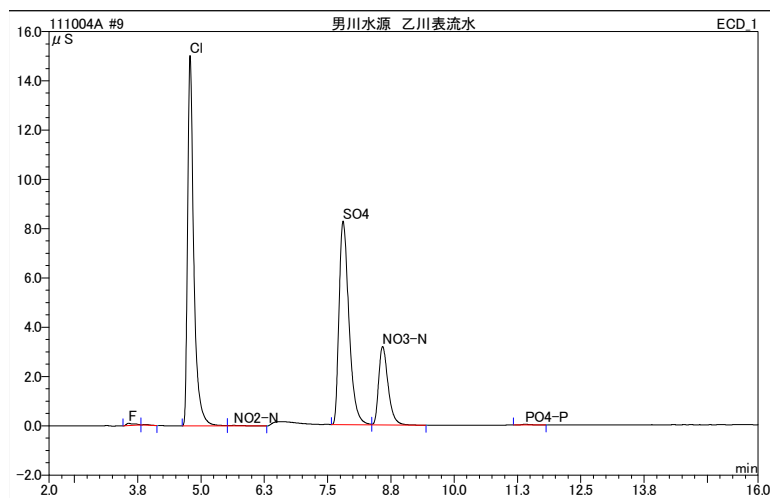


図 2-5 水質検査結果の例

3. 水安全計画の策定

水道水の安全性をより一層高めるため、総合的な水質管理計画である「水安全計画」を策定し、これを適切に運用することにより、高水準の水質管理体制の維持・向上を図ります。また、定期的な見直しにより継続的な改善に努めます。

3.1 基本方針

水道局では、安全・安心・おいしい水を安定して供給するために、平成21年3月に策定した「岡崎市水道ビジョン」で目標を定め、その実現に向けて諸施策を実施しています。水道ビジョンでは、施策目標の一つとして「安心な水道水の供給」を定めており、これを踏まえ、次の基本方針のもと水安全計画を策定します。

●安全で安心な水道水の供給

1) 水質管理の強化

乙川は岡崎市独自の良好な水源ですが、近年の集中豪雨による原水の汚濁や車両事故による汚染物質流入などの水質事故が度々発生しており、また最新の科学的知見や社会環境の変化に伴い、未規制物質などの水質汚染物質のような新たな水質の問題が顕在化するおそれもあります。

このため、水源から蛇口に至るまでの水質管理をこれまで以上に充実させ、危害原因事象を的確に把握し、必要かつ迅速な対応をとることにより安全性の向上を図ります。

水源については、関連部局とも連携・協力して監視を強化します。また、水道施設の改良や管路の修繕等を担当する工務課、浄水場の運転管理を担当する浄水課、給水施設の指導等を担当する営業課が連携・協力し、水質異常時に迅速にその原因を把握し、改善するものとします。これらについての報道発表、外部部署との連絡等を行う総務課とも的確かつ迅速な連絡可能な体制とします。さらに、水源から蛇口までの水質変動についての調査、研究を継続的に行い、水質管理を強化します。

2) 技術の継承、技術レベルの維持・向上

浄水工程においては、原水の変動に対して浄水処理条件を調整し、常に水質基準等に適合した浄水を供給することが重要となります。岡崎市では、平成18年4月の「総合検査センター」設立以降、水質検査を委託していますが、検査結果の分析、浄水処理工程へのフィードバックはやや弱まっています。また、職員の平均年齢が上昇しており、日常の施設管理や非常時の運転制御などの知識や技能、ノウハウを次世代に継承し、技術レベルを維持・向上していく必要があります。

このため、水質監視、施設管理、運転制御等に関する技術的なことについて、水源から給水栓まで一元的に整理し文書化し、技術の継承を図るとともに、体系的な研修や教育により職員の技術レベルの維持・向上に努めていきます。

3) 信頼性・透明性の確保

平成 19 年度に実施したアンケート調査結果では、水道水の安全性について「安心」、「どちらかといえば安心」と答えた回答者は 7 割以上であり、水道水にもとめるものは「安全性」が第一位でした。また、水道事業に関して得たい情報として最も多かったのは「水道水の水質・安全性」についてでした。この結果から、安全性に対する要望は非常に高いものがあると推察されます。

市民の水道水への信頼をより一層確保していくためには、水質管理を一層強化して、より高いレベルの安全性を確保するとともに、その取組みを周知していく必要があります。文書化された水安全計画による管理とその記録により、水道局が適切に管理された安全な水を供給していることを明確化し、その取組みについてわかりやすく開示していくことで信頼性・透明性を確保していきます。



3.2 危害分析

水道システムに存在する危害原因事象（危害を引き起こす原因となる行為、事柄）の抽出を行い、抽出した危害原因事象のリスクレベルを評価し設定します。

危害分析の手順を図 3-1 に示します。

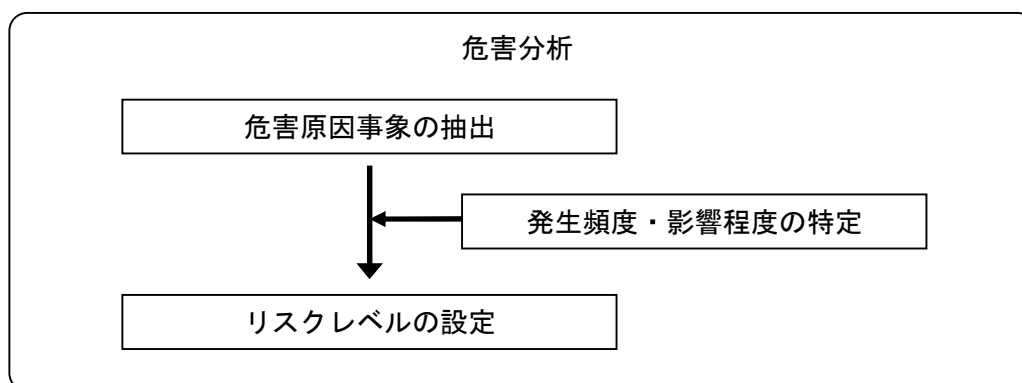


図 3-1 危害分析の手順

3.2.1 危害原因事象の抽出について

収集・整理した水道システムの情報を基に、水質試験結果や水道システムに関する情報、その他（水質事故履歴、運転管理等）などから危害原因事象について抽出しました。また、危害原因事象に関連する水質項目（危害原因事象により引き起こされる危害となる水質項目）についても検討し特定しました。

抽出した危害原因事象の項目数は以下のとおりです。

施設区分	項目数
水源流域・水源	44
取水・導水	6
浄水	59
薬品類	28
計装設備	12
給配水	21
貯水槽水道	16
計	186

3.2.2 リスクレベルの設定

抽出した危害原因事象について、発生頻度、影響程度を検討し、リスクレベルを設定しました。

個々の危害原因事象に対する発生頻度については、水質測定結果の基準値等に対する割合が高くなる頻度の解析、関係者の経験等を参考に設定しました。また、影響程度については、利用上の支障があるか、健康上の影響があるか等を考慮して設定しました。

発生頻度と影響程度から、危害原因事象ごとにリスクレベルを設定しました。リスクレベルは、表 3.2-1 に示すリスクレベル設定マトリックスにより設定しました。

表 3.2-1 リスクレベル設定マトリックス

危害原因事象の影響程度 発生頻度			影響は小さい	考慮を要す	やや重大	重大	甚大
			a	b	c	d	e
ほとんど起こらない	1回/3以上	A	1	1	1	2	5
起こりにくい	1回/3年	B	1	1	2	3	5
やや起こりやすい	1回/1年	C	1	1	3	4	5
起こりやすい	1回/数ヶ月	D	1	3	4	5	5
頻繁に起こる	毎月	E	1	4	5	5	5

3.3 管理措置の設定

3.3.1 現状の管理措置、監視方法の整理

抽出した危害原因事象に対する水道システムにおける管理措置及び監視方法を整理しました。

管理措置とは、危害原因事象による危害の発生を防止する、またはそのリスクを軽減することを目的とした管理手段のことをいいます。また、各管理措置に対する監視方法を整理しました。管理措置の内容を表 3.3-1 に、監視方法の分類を表 3.3-2 に示します。

管理措置、監視方法設定の結果については、関連する水質項目ごとにまとめて整理しました。

表 3.3-1 管理措置

分 類	管理措置
予 防	水源調査 施設の予防保全(点検・補修等) 設備の予防保全(点検・補修等) 給水栓・貯水槽における情報提供
処 理	凝集・沈澱 急速ろ過 粉末活性炭処理 アルカリ処理(ソーダ灰) 塩素処理(中塩素、後塩素)

※予防：危害原因事象の発生を未然防止する、または発生の兆候を把握すること

表 3.3-2 監視方法

監視方法	番号
なし	0
現場等の確認	1
実施の記録	2
手分析	3
計器による連続分析(代替項目)	4
計器による連続分析(直接項目)	5

3.4 対応方法の設定

3.4.1 管理基準と対応方法の設定

高リスクの危害原因事象及び関連する水質項目を表 3.4-1 に示します。

これらのものについて、発生原因、事象確認及び管理措置方法等について標準対応マニュアルとして整理しました。

表 3.4-1 高リスクの危害原因事象及び関連する水質項目

箇所	種別	危害原因事象	関連する水質項目	リスクレベル
水源	表流水	富栄養化	2-MIB	3
水源	表流水	富栄養化	ジエオキシ	3
水源	表流水	車両事故	油類	3
水源	表流水	河川水質	アルミニウム	3
水源	表流水	河川水質	鉄	3
水源	表流水	河川水質	マンガン	3
水源	表流水	降雨	濁度	4
水源	表流水	河川水質	TOC	4
水源	表流水	降雨	耐塩素性病原生物	5
水源	表流水	人為的な不法投棄	シブ、その他の毒性物質	5
水源	表流水	テロ	シブ、その他の毒性物質	5
浄水	混和渠	設定ミス、注入ポンプ等異常による粉末活性炭の注入不足	TOC	3
浄水	浄水池	設定ミス、注入ポンプ等異常による次亜の注入不足	残留塩素	5
給配水	配水管	残留塩素不足	残留塩素	5
給配水	給水	使用量不足による滞留時間大	残留塩素	3
給配水	給水	滞留時間大、水温高	クロロホルム	4
給配水	給水	滞留時間大、水温高	総トリハロメタン	4
給配水	給水	クロスコネクション	残留塩素	4
貯水槽	—	開口部からの小動物侵入(ホウワラ等)	異物	3
貯水槽	—	通気管からの昆虫等混入	異物	3
貯水槽	—	清掃不足	濁度	3
貯水槽	—	ふたの腐食、破損、閉め忘れ	異物	3
貯水槽	—	鉛管使用	鉛	3
貯水槽	—	使用量不足による滞留時間大	残留塩素	3
貯水槽	—	塗装工事等	臭気	3
貯水槽	—	滞留時間大、水温高	クロロホルム	4
貯水槽	—	滞留時間大、水温高	総トリハロメタン	4
貯水槽	—	クロスコネクション	残留塩素	4

3.5 文書と記録の管理

1) 文書の管理

水安全計画に関連する文書について表 3.5-1 に示します。

表 3.5-1 水安全計画に関連する文書一覧

文書の種別	文書名	備考
水安全計画	男川浄水場水安全計画	本書
運転管理に関する文書	業務管理マニュアル	
様式類	運転日報 巡回点検表 水質事故綴り	
緊急時対応に関する文書	危機管理マニュアル	

2) 記録の管理

水安全計画に係る記録の作成、保管の方法等について表 3.5-2 に示します。

表 3.5-2 水安全計画に係る記録一覧

記録の種別	文書名	保管期間	備考
運転管理の記録	巡回点検表 運転日報 水質検査結果	5年	
事故時の報告記録	事故報告書	—	
水安全計画に関する記録	実施状況の検証の記録 見直しの記録	5年	

3.6 水安全計画の実施状況の検証

水安全計画の実施状況の検証は、原則 1 年に 1 回（年度末）実施します。検証は、水質基準の達成状況、管理措置、監視方法の実施状況、記録の作成状況等について、チェックポイントを設定し、それぞれ確認するものとなりました。

3.7 水安全計画の見直し

水安全計画が常に安全な水を提供していく上で十分なものになっているかを確認し、必要に応じて改善を行います。

水安全計画の見直しは、原則 3 年に 1 回とします。ただし、水道施設の変更や、水安全計画が適切に運用できなかつた場合などには、必要に応じて、適宜、見直しを行います。

水安全計画見直しは、妥当性の確認後、その結果に基づき必要に応じて水安全計画を改定します。水安全計画の改訂は、PDCAサイクルの考え方を適用し、継続的な改善を実施します。

また本計画は、見直しにより変更があった際には、随時職員に周知します。

